

平成 2 9 年 度

八 匝 水 道 企 業 団 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

平成29年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成29年度八匠水道企業団水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度八匠水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	1,478,753千円	2,467千円	1,481,220千円
第1項 営業収益	928,549千円	2,467千円	931,016千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	1,239,084千円	3,056千円	1,242,140千円
第1項 営業費用	1,231,372千円	3,056千円	1,234,428千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額679,905千円は、過年度分損益勘定留保資金614,233千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,672千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	914,649千円	23,863千円	938,512千円
第1項 建設改良費	842,016千円	23,863千円	865,879千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める

事 項	期 間	限 度 額 (千 円)
水道料金徴収業務包括委託	平成29年度から34年度まで	236,520

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条で定めた職員給与費「115,620千円」を「116,804千円」に補正する。

平成29年8月28日提出

八咫水道企業団企業長 太 田 安 規